

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項及び労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、日本私鉄労働組合総連合会から、以下のとおりストライキ等を行う旨の通知がありましたので、同令同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

1 開始日

令和 6 年 2 月 18 日以降

2 場所

上記組合の組合員が従事する別記の職場

3 要求事項

退職金協定の更新

令和 6 年 2 月 9 日

厚生労働大臣 武見 敬三

別 記

長野電鉄株式会社（長野）、長電バス株式会社（埼玉、東京、新潟、長野、京都、大阪、兵庫）、信南交通株式会社（東京、長野、岐阜、愛知）、アルピコ交通株式会社（千葉、東京、長野、岐阜、愛知、京都、大阪）